

審査結果報告書

令和元年9月9日

宮崎市議会議長 中川 義行 殿

宮崎市議会政治倫理審査会

会長 松山 泰之 

宮崎市議会議員政治倫理条例第7条第1項の規定に基づき、令和元年7月8日付で審査の請求のあった事案について、次のとおり報告します。

1 審査の請求の対象となった議員  
富永 千香 議員

2 審査の結果

宮崎市議会議員政治倫理条例第3条第1号に掲げる政治倫理基準に違反する行為は存在しないと決定した。

(理由)

富永千香議員は、自身の活動や思いを市民に知ってもらうためのツールとして、Instagram（富永ちか OneLove 宮崎会）を使用し、同Instagramにおいて宮崎市議会特別委員会設置を議題とする代表者会に関する意見を投稿した。今回、その内容が特定の会派等に対する誹謗・中傷に当たるとして、審査対象となったが議員としての活動報告や思いを掲載するという点では、議員個人が作成する議員だよりへの掲載と同種であると捉えられ、その中で、議員が自身の考え等を表現する行為は、特定の個人に関するものでない限り、政治倫理上、違反行為に当たるとは言い難い。

また、非公開とされる代表者会の資料を投稿した行為についても審査対象となったが、同資料が、情報公開請求により入手可能であることを勘案すれば、政治倫理基準の違反行為には当たらないと言える。

よって、今回の行為は、「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう行為により、議会に対する市民の信頼を損なわないこと」とする政治倫理基準には違反しないと結論に至った。

なお、審査の経過等、詳細は別紙のとおりである。

## 別紙

### 1 審査会の設置

令和元年7月8日、議員6名（伊地知義友議員、森太議員、今田裕信議員、時任砂織議員、松山清子議員、齊藤義勝議員）の連署をもって宮崎市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき審査請求書が提出された。

中川義行議長は、条例に基づく審査の請求があったことを令和元年7月9日の代表者会で報告するとともに、同月18日に宮崎市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、議員8名を審査会の委員（以下「委員」という。）に指名のうえ、当該事案について審査を付託した。

委員に指名された議員は、次のとおりである。

鈴木	一成	議員
島田	健一	議員
日高	貞次	議員
松山	泰之	議員
日高	あきひこ	議員
齊藤	了介	議員
徳重	淳一	議員
一ノ瀬	良尚	議員

### 2 審査の目的

令和元年6月7日に開催された代表者会での特別委員会設置をめぐる議論について富永千香議員が自身のInstagramに投稿した内容及び非公開である代表者会の資料を同Instagramに公開したことが条例第3条第1号に掲げる政治倫理基準である「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう行為により、議会に対する市民の信頼を損なわないこと」に違反するか否かについて、条例に照らし審査したものである。

### 3 審査の経過

#### 【第1回審査会】

令和元年7月18日、議長及び委員全員の出席により開催した。

冒頭、議長あいさつの後、審査会委員の指名が行われ、その後、宮崎市議会議員政治倫理条例施行規程第3条の規定により、審査会の会長に松山泰之議員、副会長に島田健一議員が互選された。その後、審査請求書の内容等の確認、審査の請求の適否及び今後の進め方について協議した。

#### 【第2回審査会】

令和元年8月19日、委員全員の出席により開催した。

条例第6条第2項の規定により、審査請求書提出者からの意見又は事情の聴取を行った。審査請求書提出者から、審査請求書の内容について説明を受け、質疑応答を行った。

### 【第3回審査会】

令和元年8月26日、委員全員の出席により開催した。

条例第6条第2項及び第3項の規定により、富永千香議員からの意見又は事情の聴取を行った。富永千香議員から事案についての説明を受け、質疑応答を行った。

その後、政治倫理基準違反の行為の存否について審査を行った。これまでの審査請求書提出者及び富永千香議員からの意見又は事情の聴取の内容を踏まえ、政治倫理基準に違反する行為の存否について、委員全員から意見を求めた。

その結果、政治倫理基準に違反する行為があったとする委員は3名、違反する行為はなかったとする委員は4名であった。

よって、審査会として、富永千香議員の行為は、条例第3条第1号に規定する「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう行為により、議会に対する信頼を損なわないこと」に違反しないと決定した。

なお、第3回審査会で出た主な意見は、以下のとおりである。

- ・投稿内容は、特定の会派に対する誹謗・中傷には当たらない。また、代表者会の資料については、請求をすれば入手できるので、これを公開した行為は問題ではない。よって、違反には該当しない。

- ・「やる気のない」という表現は、社会的評価を低下させるという意味で公然と侮辱をされたと受け取れる。名誉毀損に当たると思うので、違反に該当する。

- ・発信力の高い議員が、やる気がある、ないという言葉を使うというのは、議会に対する侮辱的なものに捉えられやすいという気がする。この件については、市民から実際に問い合わせも多くきている。違反に該当する。

- ・「やる気のない」という文言が問題とされているのではないかと感じている。やる気のある、ないは個人の主観であって、富永議員は代表者会の経緯を聞いて、やる気がないと考え、それをそのまま投稿された。我々は、憲法で表現の自由が保障されている。「やる気のない」という内心の自由による表現は、憲法に抵触するとは思えないので、違反には該当しない。

- ・代表者会は非公開であって秘密会ではないので、代表者会の資料を公表しても何ら問題ではない。Instagramでの情報発信は、個人が発行する議会日よりと全く同様である。違反に該当しない。

- ・憲法で保障される表現の自由は、一定のルールのもとに成り立っている。議会も議会運営上のルールがあり、それが宮崎市議会基本条例や申し合わせなどである。Instagramに「やる気のない市議の多さに驚く」と投稿した行為は、議会に対する市民の信頼を損なわせることに該当する。また、非公開である代表者会の資料の一部をInstagramに公開した行為についても、違反に該当する。

・非公開としている代表者会の資料は、請求すれば公開されるものなので違反には該当しないと考える。条例第3条第1号に「議会に対する市民の信頼を損なわないこと」という条文があるが、議会事務局に対して苦情もきていないと認識しているので、議会に対する市民の信頼を損なうまでには至っていないと考える。よって、違反には該当しない。

#### 【第4回審査会】

令和元年9月9日、委員全員の出席により開催した。

審査結果報告書案について、内容の確認を行い、承認された。

なお、審査会のなかで「今回初めての審査会設置となったが、会長には議決権がなく、意見が反映されないことから、その選出をめぐり難航した経緯がある。そうした経緯も踏まえ、今後は、審査会の委員数のあり方について、慎重に議論してもらいたい」との意見が出た。